

プレミアム付商品券の申請期間を延長します

「平泉町プレミアム付商品券」の申請を受け付けていますが、申請受付期間を1月24日(金)まで延長します。商品券を購入希望する人は、申請書と印鑑を持って役場1階町民福祉課までお越しください。代理申請の場合は、運転免許証などの本人確認できるものをお持ちください。



プレミアム付商品券の使用可能期間は2月29日(土)までとなっています。忘れずに期間内に町内の登録店舗でご使用ください。

「健康な地域づくり講演会」を開催します

日時：1月17日(金) 午後1時30分～午後3時
場所：保健センター
内容：「循環器病を予防し健康な地域をめざすために」東日本大震災被災地域における取組内容とその成果に学ぶ
講師：国立循環器病研究センター バイオバンクNCBN推進室長 高田 彰さん
申し込み方法：保健センターへ電話でお申し込みください。
申込期限：1月16日(木)
問い合わせ先：保健センター 46-5571

「第3回平泉町総合教育会議」を開催します

日時：1月23日(木) 午後1時30分
場所：役場3階委員会室2
議題：就学前からの教育について
注意事項：会議の傍聴を希望する人は、会議当日の開始15分前までに、備え付けの受付簿に必要事項を記入してください。
問い合わせ先：教育委員会 46-5576

社会教育指導員を募集します

主な職種
① 町公民館の各種講座の企画・運営と公民館窓口業務など
② 社会教育分野における町民や各種団体に対する指導・助言など
募集人数：若干名
勤務時間：週35時間以内。原則として平日午前9時～午後5時まで。ただし、行事や講座などにより土曜日、日曜日、祝日および夜間に勤務する場合があります。
採用期間：4月1日～令和3年3月31日
報酬：「平泉町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に基づき支給します。

上下水道事業運営協議会委員を募集します

年2～4回程度開催する会議に出席し、町の上下水道事業について意見を述べていただきます。
募集人数：2人
応募資格：町内に住所がある20歳からおおむね60歳までの人で、上下水道事業に関心のある人(公務員と上下水道関連分野の業務に職業として従事している人は除きます)
任期：2年間

「平泉町史」を割引販売します

1月より、平泉町の歴史を記した「平泉町史」を割引してお求めやすい価格で販売します。お得なセット割引もありですので、ぜひこの機会にお買い求めください。

購入方法：購入希望者は、直接お問い合わせください。
遠方の人には事務手数料として、一律3000円(送料込み)で発送します。
備考：経年劣化のため、箱の傷みや紙の焼け、染みなどがある場合があります。
申し込み・問い合わせ先：平泉文化遺産センター 46-4012

「平泉町史」の販売価格

Table with 3 columns: Name, Price, Discounted Price. Rows include 4-volume set, Volume I, Summary, Volume II, and Natural/Customary volumes.

町広報紙に掲載する有料広告を募集しています

町では毎月1回、1日に発行している町広報紙「広報ひらいずみ」に掲載する有料広告を募集しています。
規格：区画A：縦約4.5センチ×横約8.8センチ、区画B：縦約4.5センチ×横約17.9センチ、単色(黒)印刷
掲載料：区画A：1回当たり1万円
掲載期間：「広報ひらいずみ」の各号1回(複数回の掲載も可)
掲載場所：インフォメーション欄
その他：詳しい内容については町ホームページをご覧ください。
申し込み・問い合わせ先：まちづくり推進課 46-5578



交通安全運動を推進する交通指導員を募集します

交通指導員は、交通事故の防止を図るために、朝の街頭指導、交通安全教室、各種イベントでの交通安全整理、交通安全期間に合わせた広報活動など、交通安全の普及啓発活動をしていきます。
主な業務：学生の通学時間に合わせた朝の街頭交通指導(月3～4回、1時間程度)
各種イベントでの交通安全整理(藤原まつり、大文字送り火など)
交通安全広報と教育活動(春の全国交通安全運動啓発活動、夏の交通事故防止県民運動、高齢者の交通事故防止県民運動など)
その他ボランティア活動(町内カープミラー清掃)
応募資格：町内在住の20歳以上の人
交通安全の推進活動に興味のある健康な人
任期：2年間
報酬：年額17万5500円
その他：夏・冬制服などは無償貸与
申し込み方法：履歴書を町民福祉課へ提出してください。後日、面接の日程などを連絡します。
申込期限：3月31日(火)まで
申し込み・問い合わせ先：町民福祉課 46-5562

飲酒運転、年始は特に注意が必要です

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転が、いまだに後を絶ちません。飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。
特に年始は、新年会や正月など飲酒の機会が増え、飲酒運転による事故も増加する傾向にあります。飲酒運転をすることはもとより、